

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

## 評価実施機関名

福岡県久山町長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律、国民健康保険法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険税の賦課および徴収等に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得情報や、住民票の移動及び国民健康保険の得喪等に基づく保険税の賦課</li> <li>・申請に基づく保険税の減免</li> <li>・保険税の特別徴収に関する事務</li> <li>・保険税の納税通知書及び更正通知書の送付</li> <li>・賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会</li> <li>・保険税の納付額通知書の送付</li> </ul> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格管理に関する業務</li> <li>・保険給付の支給に関する業務</li> <li>・国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する事務</li> <li>・オンライン資格確認等システムへの情報提供に関する事務</li> <li>・保険給付の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・収納・口座システム</li> <li>・Acrocity(国民健康保険税)</li> <li>・Acrocity標準仕様対応版(国民健康保険税)</li> <li>・国保総合システム</li> <li>・国保情報集約システム</li> <li>・収納・口座システム</li> <li>・市町村事務処理標準システム</li> <li>・市町村事務処理標準システム(標準仕様対応版)</li> <li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li> <li>・中間サーバ</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人資格ファイル</li> <li>・所得ファイル</li> <li>・賦課情報ファイル</li> <li>・収納情報ファイル</li> <li>・口座情報ファイル</li> </ul>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法第9条第1項及び別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div> <div style="text-align: center;">             [    実施する    ]           </div>
②法令上の根拠	<b>【情報提供の根拠】</b> 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173の項 <b>【情報照会の根拠】</b> 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48、69、70、71の項 <b>【オンライン資格確認業務】</b> 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称:久山町役場 町民生活課</li> <li>・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地</li> <li>・電話番号:092-976-1111</li> </ul>
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[            ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚等に保管することの徹底。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書は廃棄。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類が混在していないか確認。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: right;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: right;">9) 従業員に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に町で策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。</li> <li>・ 漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚等に保管することの徹底。</li> <li>・ 特定個人情報を取り扱う事務従事者に対し職員研修をおおむね年に1回開催</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管</li> </ul>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月30日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき被保険者にかかる申請等に関する事務、被保険者証または認定証に関する事務、保険給付の支給に関する事務など 地方税法に基づき久山町税条例及び久山町国民健康保険条例による、国民健康保険料の賦課徴収に関する事務または調査に関する事務など	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課及び徴収等を行う。 国民健康保険法、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 ・国民健康保険の資格に係る事務 ・国民健康保険被保険者証等に係る事務 ・国民健康保険の給付に係る事務 ・一部負担金減免等に係る事務 ・国民健康保険料の賦課及び徴収に係る事務 ・国民健康保険料の減免等に係る事務 ・国民健康保険の各種届出に係る事務 ・国民健康保険の各項目等に係る事務 ・国庫補助等の算定及び申請に係る事務 ・保健事業に係る事務	事前	国民健康保険制度改正に向けての、PIA見直しのため
平成29年1月30日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険(資格・税)システム 収納・口座システム 宛名管理システム	国民健康保険(資格・税)システム 収納・口座システム 宛名管理システム(中間サーバ) 次期国保統合システム 国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改正により、情報連携するシステムが追加されたため
平成29年1月30日	I-4 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項第42、43、44、45	<情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第2742.43.44.45の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(別表第二省令第20.25.26条) <情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.43.46.58.62.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 2 別表第一省令第2.3.4.5.19.20.22.25.33.43.46.49.53条	事前	国民健康保険制度改正に向けての、PIA見直しのため
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属先 (項目内容変更)	町民生活課長名	町民生活課長	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3832番地 092-976-1111	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3832番地 092-976-1111	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		IV リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を追加
令和7年10月1日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課及び徴収等を行う。 国民健康保険法、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 ・国民健康保険の資格に係る事務 ・国民健康保険被保険者証等に係る事務 ・国民健康保険の給付に係る事務 ・一部負担金減免等に係る事務 ・国民健康保険料の賦課及び徴収に係る事務 ・国民健康保険料の減免等に係る事務 ・国民健康保険の各種届出に係る事務 ・国民健康保険の各項目等に係る事務 ・国庫補助等の算定及び申請に係る事務 ・保健事業に係る事務	地方税法その他の地方税に関する法律、国民健康保険法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき国民健康保険料の賦課及び徴収等に関する事務を行うに当たり、特定個人情報を取り扱う。①所得情報や、住民票の移動及び国民健康保険の資格等に基づき保険料の賦課②申請に基づく保険料の減免③保険料の特別徴収に関する事務④保険料の納税通知書及び更正通知書の送付⑤賦課期日以降に転入し、国民健康保険に加入した住民の所得照会⑥保険料の納付額通知書の送付 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき被保険者の資格管理、被保険者への保険給付管理、申請及び届出の受付等の事務を行うに当たり、特定個人情報を取り扱う。①被保険者の資格管理に関する業務②保険給付の支給に関する業務③国民健康保険被保険者を対象として実施する保健事業に関する業務④オンライン資格確認等システムへの情報提供に関する事務⑤保険給付の支給等のため、公的給付支給等口座登録制度に登録された公的受取口座情報の取得事務	事後	国民健康保険制度改正に伴う文書見直し
令和7年10月1日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険(資格・税)システム 収納・口座システム 宛名管理システム 中間サーバ 次期国保統合システム 国保情報集約システム	・国保統合システム ・国保情報集約システム ・収納・口座システム ・Acrocity(国民健康保険料) ・Acrocity標準仕対応版(国民健康保険料) ・国保統合システム ・国保情報集約システム ・収納・口座システム ・市町村事務処理標準システム(標準仕様対応版) ・国保内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ	事後	国民健康保険制度改正により、情報連携するシステムが追加されたため
令和7年10月1日	I-4 法令上の根拠	<情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第2742.43.44.45の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(別表第二省令第20.25.26条) <情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.43.46.58.62.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120の項 2 別表第二省令第2.3.4.5.19.20.22.25.33.43.46.49.53条	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法第9条第1項及び別表の44の項 主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	法改正による文書見直し
令和7年10月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第1 項第16.30 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務(平成26年内閣府・総務省令第5号)以下、「別表第一省令」という。第16.24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項及び別表第1 項第30 ・別表第一省令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法第9条第1項及び別表の44の項 主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	法改正による文書見直し
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	久山町役場 福岡県糟屋郡久山町大字久原3832番地 092-976-1111	・名称 久山町役場 ・住所 〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3832番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	久山町役場 町民生活課 福岡県糟屋郡久山町大字久原3832番地 092-976-1111	・名称 久山町役場 町民生活課 ・住所 〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3832番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させざる作業	—	項目追加	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	